

# あいちロボット産業クラスター推進協議会 Web サイト等リニューアル業務委託仕様書（企画提案募集用）

## 1 業務名

あいちロボット産業クラスター推進協議会 Web サイト等リニューアル業務委託

## 2 目的

愛知県では、産学行政が連携して、競争力あるロボット技術・製品の創出を促し、開発と生産の拠点を形成するとともに、ロボットの活用による県内産業の高度化や地域課題の解決を推し進めることにより、ロボットを「作り」「使う」世界的な先進地とすることを目指し、「あいちロボット産業クラスター推進協議会」（以下、「協議会」という。）を2014年に設立した。

このたび、協議会のWebサイトについて、コンテンツ内容やデザインの見直し、セキュリティの向上等を含むリニューアルを行うことで、協議会をより広く効果的に発信する。併せて、チラシのリニューアルも実施する。

## 3 委託業務の内容

### <Web サイトのリニューアル業務>

以下の内容を踏まえ、(1)～(8)の業務を実施すること。

#### 【制作するWeb サイトの内容】

ア タイトル：「あいちロボット産業クラスター推進協議会」Web サイト

イ 目的：県及び協議会の取組を紹介するとともに、協議会への入会を案内する。

ウ ページ構成：以下を想定する。

#### (ア) トップページ（第1階層）

- ・ 「あいちロボット産業クラスター推進協議会」のWebサイトであると一目で分かるようにする。また、協議会の概要、入会案内の概要を掲載する。
- ・ 「新着情報」として、「お知らせ（施策の実施案内）」「イベント（イベント開催案内）」「会員ニュース（会員からの情報提供）」を、短文で掲載し、詳細ページへのリンクを設ける。各掲載情報を、全表示及び種別ごとの表示に切り替えられるようにする。（種別は今後検討）
- ・ 「主な取組」として、協議会の取組を画像付きで表示する。

#### (イ) 協議会の概要（第2階層）※

- ・ 設立趣旨、構成、活動内容、事業計画、事業報告等を記載する。

#### (ウ) 過去のお知らせ（第2階層）※

- ・ トップページに設けた「新着情報」のバックナンバーを掲載する。短文で掲載し、詳細ページへのリンクを設ける。各掲載情報を、全表示及び種別ごとの表示に切り替えられるようにする。

#### (エ) 県の取組一覧（第2階層）※

- ・ 県がロボット産業振興施策として推進する、協議会活動以外の取組を掲載する。
- (オ) あいちサービスロボット実用化支援センター（第3階層）※
  - ・ 県が運営する「あいちサービスロボット実用化支援センター」の概要を掲載する。
- (カ) 入会案内（第2階層）
  - ・ 対象者、入会方法等の記載により、協議会への入会を案内する。

エ その他：

- ・ 画像を効果的に使用し、閲覧者の視覚に訴えるものとする。
- ・ ※はCMSの導入を想定する。
- ・ 別添「委託事業作成ページの注意点」に基づいたWebサイトであること。
- ・ 県のサブドメインを使用する。
- ・ サーバーは受託者において確保する。
- ・ 最終的な構成ページは増減の可能性がある。

(1) デザイン制作

- ・ 県と、サイトマップ及びワイヤーフレームについて協議したのち、Webサイトをデザインすること。

(2) コーディング

- ・ 3(1)で決定したWebサイトデザインをコーディングすること。
- ・ 文字コードは、原則として「UTF-8 (UTF-8N)」で作成すること。

(3) CMSの導入・構築

- ・ 専門的なICTの知識を必要とせず、愛知県職員が簡単な操作により情報を発信・更新できる汎用性の高いCMSを導入すること。
- ・ CMSを導入するページは県と協議の上、決定すること。

(4) Webサイトの公開

- ・ 県が指定した日時にWebサイトを公開すること。

(5) 公開後の保守管理・更新

- ・ 契約期間中は受託者においてWebサイトの保守管理を行うこと。
- ・ 不具合等が生じた際は、速やかに県に報告を行い、原因を究明すること。また、その修正・復旧の対応を迅速に行うこと。
- ・ 公開後のデザイン等の修正にも、可能な限り対応すること。

(6) 基本操作マニュアルの作成

- ・ Webサイトの基本情報や、CMSの使用方法などをまとめた基本操作マニュアルを作成すること。

(7) 機械翻訳機能の導入・構築

- ・ 導入する言語については県と協議の上、決定する。

#### (8) スケジュール（予定）

- ・以下のスケジュールを目途に Web サイトを作成すること。  
2024 年 6 月：契約締結  
2024 年 7 月：サイトマップ及びワイヤーフレーム決定  
2024 年 8 月：Web サイトデザイン決定  
2024 年 9 月：コーディング  
2024 年 10 月：公開（予定）  
公開～2025 年 3 月 31 日まで：保守管理、更新

#### <リーフレットのリニューアル業務>

リーフレットのリニューアルにあたり、以下の業務を実施すること。

- ・あいちロボット産業クラスター推進協議会を紹介するリーフレット（A4 両面、カラー）のデザインを企画すること。
- ・デザインしたリーフレット 1,000 枚のうち日本語版 800 枚を 2024 年 6 月末に、英語版 200 枚を 2024 年 8 月末を目途に県へ納品すること。
- ・版下を県の指定する形式の電子データで提出すること。

#### 4 支払対象経費

本業務に係る支払対象経費は次のとおりとする。

##### (1) 人件費

本業務に従事する従業者及び専門家等に支払われる給与等

##### (2) 交通費

本業務の実施に必要な交通費（電車代、タクシー代等）

##### (3) 印刷製本費

チラシや打合せ資料等の印刷製本費

##### (4) 消耗品費

本業務の実施に必要な消耗品費

##### (5) 通信運搬費

本業務の実施に必要な通信運搬費（電話代、郵送代等）

##### (6) 再委託費

一部の業務を再委託する場合の経費

##### (7) 賃借料

サーバーレンタル費等、本業務の実施に必要な機器等のリース・レンタル料

##### (8) その他

本業務の実施に必要な物件費であって、上記経費以外に県が必要と認める経費

##### (9) 一般管理費

上記に掲げた経費を除く、一般管理に要する経費

##### (10) 消費税及び地方消費税

上記経費に係る消費税及び地方消費税

## 5 成果物

- ・業務実施報告書（A4 判縦） 2 部
- ・基本操作マニュアル 2 部
- ・リーフレット 1,000 部
- ・上記の電子データ 1 式
- ・その他、本県が指示したもの

※ 電子データは県が指定する形式で作成すること。

## 6 納入場所

愛知県経済産業局産業部産業振興課次世代産業室及び県が指定する場所

## 7 注意点

- (1) 業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ県の承諾を得たときは、この限りでない。
- (2) 委託事業の開始から終了までの間、本事業を統括する責任者（以下「統括責任者」という。）を 1 名配置し、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。
- (3) 2025 年度以降の Web サイトの保守管理については、改めて選定する委託事業者が行うこととする。別の事業者が保守管理を実施する場合でも支障のない形式で Web サイトを制作するとともに、Web サイトの移行及び管理運営業務の引継ぎを行うこと。
- (4) 受託者は、成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。以下同じ。）を県に無償で譲渡するものとし、著作権や人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。
- (5) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (6) 本事業の成果物の内容は、受託事業者の承諾なく、その他事業に活用できるものとする。
- (7) 当該委託業務の経理を明確にするため、受託事業者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (8) 受託者は、愛知県個人情報保護条例、愛知県財務規則等の関係条例・規則等を熟知の上、業務遂行に当たること。
- (9) 当該委託業務の実施に当たり、問題等が発生した時は、県に遅滞なく報告するとともに、誠実な対応を行うこと。
- (10) 本仕様に関して疑義があるとき、又は本仕様に定めのない事項については、別途協議の上定める。

令和3年4月作成

## 委託事業作成ページの注意点

愛知県総務局総務部情報政策課

## 1 セキュリティ対応

クロスサイトスクリプティング、SQL インジェクション、改ざん等のサイバー攻撃への対策のため、サーバ、Web コンテンツ等のセキュリティ対策を施すこと。

利用している機器又はソフトウェアについて、バージョンアップ又はセキュリティパッチファイルが提供された場合、内容を確認し適切に対応すること。

## 2 スマートフォン対応

スマートフォン（Android、iOS）で表示した場合にも、レイアウトが適切に表示される対応ができるページ（レスポンシブ Web デザイン）とすること。なお、スマートフォン表示対応については、css 又は JavaScript により実現すること。

## 3 Web アクセシビリティ対応

Web アクセシビリティを確保した Web ページの作成に努めること。特に、JIS X 8341-3 :2016「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」の適合レベル A 及び AA に極力準拠するように作成すること。

Web アクセシビリティの確認は、総務省が提供するアクセシビリティ評価ツール「miChecker」を利用し、少なくとも「問題あり」がないようにすること。

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/b\\_free/michecker.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/michecker.html)

## 4 HTML、CSS 等のチェック

次のチェックサイト又はチェックツールで、文法等のチェックを行い、エラーがないように確認するとともに、Google Chrome、Safari 及び Firefox にて表示上の不具合がないか確認をすること（HTML 及び CSS のチェックサイトは別のものでも可）。

<HTML の文法チェックサイト>

<https://validator.w3.org/nu/>

上記文法チェックサイトで「Error」が出ないように、「Warning」については極力なくすように Web ページを作成すること。

<CSS のチェックサイト>

<http://jigsaw.w3.org/css-validator/>

上記文法チェックサイトで「エラー」及び「警告」を極力なくすように Web ページを作成すること。

<Web アクセシビリティチェックツール miChecker（総務省提供）>

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/b\\_free/michecker.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/michecker.html)

上記のチェックツールの「音声ユーザビリティ」及び「ロービジョン」のチェック項目について、「問題あり」が出ないように、その他「問題の可能性大」等については極力なくすように Web ページを作成すること。